

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の職務を行う弁護士片桐章典、同大和田一雄の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年九月一九日

最高裁判所第二小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|-----|
| 裁判長裁判官 | 香 | 川 | 保 | 一 |
| 裁判官 | 牧 | | 圭 | 次 |
| 裁判官 | 藤 | 島 | | 昭 |
| 裁判官 | 林 | | 藤 | 之 輔 |